二本松南小学校「いじめ防止基本方針」

１ いじめの定義及びいじめ防止に対する本校の基本認識

第二条　この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ防止対策推進法（H25.6.28 公布　9.28 施行）

＜命の大切さ＞

○　学校は、「ひとつしかない命」を大切にすることを、教育活動全体を通し、機会を捉え、全ての児童生徒に教える。

＜いじめの防止＞

○　学校は、教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる環境づくりに努める。

○　学校生活における児童生徒の様々な姿をしっかりと見とり、「気になる」児童生徒の掘り起こしに努め、これらの児童生徒については全職員で見とり、感じとる取組を大切にし、様々な場で捉え、「気になる」状況についてその記録を残すなどの取組を推進する。

二本松市いじめ防止基本方針
第１章 いじめ防止等のための対策の基本的な考え方
３ いじめ防止に関する基本的な考え方　より

上記法令及び二本松市いじめ防止基本方針のもと、本校では、**「いじめは、どの学校、どの学級でも起こりうるものである。」「いじめの行為は、人間として絶対に許されないものである。」**ととらえ、**「職員と児童が自らの問題として切実に受け止めて、その防止に徹底して取り組まなければならない。」**という当事者意識をもちながら、全ての児童が**「いじめのない明るく楽しい学校生活」**を送ることができるようにするために、「いじめ防止基本方針」を策定した。

２　いじめ防止のための基本的対応と具体的対応

いじめを防止するには、「いじめを未然防止する予防的な取り組み」に始まり、「いじめの兆候を見逃さない・見過ごさないための早期発見の取り組み」、「発生したいじめ問題を改善・解決するための取り組み」までの一連の適切な取り組みが重要である。

その取り組みが実効性をもち、実際に成果を上げることができるよう、学校（教師）が取り組むべきいじめ防止の基本的対応と具体的対応を策定した。

	基本的対応	主　な　具　体　的　対　応
	１　教師と児童のラポールを形成する。	①　常日頃から、子どもの話を真剣に聴き、気持ちを受け入れ、肯定的に受けとめるなど、受容的・支持的に接するよう心がける。 ②　日常のコミュニケーションを重視し、できるだけ子どもと遊んだり話をしたりして、共に過ごす時間をもつよう心がける。

いじめの予防		③　朝は、できるだけ早く教室に行って子どもを迎え、挨拶を交わすよう心がける。また、１日１回は学級全員の子どもに必ず声をかけるよう心がける。 ④　日記や作文、宿題などには、できるだけプラスのコメントを書くようにし、児童理解と信頼関係の育成に生かす。 ⑤　子どもに公平・公正に接することを心がけ、不公平感を抱かせないようにする。トラブルが起きたときにも、まず中立的な立場で双方の言い分を聴いた上で指導援助する。 ⑥　日常的な教育相談を通して、子どもの悩み等について話し合い、どうすれば解決ができるかをいっしょに考えていく。 ⑦　給食の時間は児童のグループに入るなどして一緒に楽しく食事する。（感染状況による） ⑧　欠席をした子やけがをした子、気になる子には、電話をするなどして、教師の思いを伝える。また、欠席していた子が登校した際には、さりげない一言をかける。
	２　学級全体の望ましい人間関係づくりをする。	①　子ども同士が友達の良いところを見つけ、認め、励まし、称賛し合えるような学級づくりに努める。（友達の良い言動に拍手ができる雰囲気を作る　授業・休み時間・帰りの会等） ②　定期的にグループエンカウンターを実施する。（自己肯定感を高めるプログラム、相互理解や信頼関係を深めるプログラム　他） ③　自他の違いを認め尊重し合える人間関係づくりのため、ソーシャルスキルトレーニングを取り入れた活動をする。 ④　失敗や間違いを責めず、相手を気遣える受容的・支持的な学級の雰囲気を醸成する。 ⑤　差別を許さず、良いことは良い、悪いことは悪いと言える学級の雰囲気作りをする。 ⑥　ゲームや歌などのレクリェーションやスポーツ大会等を企画し、親睦を図る機会を作る。 ⑦　席替えやグループ作りの時などには、仲間はずれができないよう十分注意し、いろいろな友達と交流できるように配慮する。
	３　自分たちの問題を自分たちで解決し、よりよい学校・学級にしようとする態度を育てる。	①　自由になんでも話し合える学級の雰囲気を醸成するとともに、話し合いの仕方を身につけることができるよう、あらゆる場面で意図的な指導を継続すると共に、学級活動の充実を図り、自主的・自発的・自治的態度を育成する。 ②　すべてのことを教師が遂行していくのではなく、子どもたちが自分たちの問題としてとらえ、自分たちの知恵と力で改善・解決していかなければならないという意識をもつことができるようにする。 ③　学級の問題については、じっくり話し合いをし、解決までの過程を見守り、自分たちの力で問題を解決するよさや大切さを実感できるようにする。（時には教師の指導も重要） ④　子どもたちが話し合って決定、実行したことが成功した場合には大いに称賛し自信をもつことができるようにする。失敗したとしても見守り、どうすべきだったのか話し合う機会を設けるようにする。 ⑤　子どもたちで計画準備し、活動する機会を多くする。（学級活動(1)の充実） ⑥　児童会委員会活動（代表委員会）の組織を活用し、自分たちからいじめを防ぐためにはどうすれば良いかを考える機会を位置づけ、児童の主体的ないじめ防止活動が行えるよう活動を工夫する。（例：いじめ防止スローガン募集　いじめ防止ポスター募集　など）
いじめの予防	４　子どもの情緒が安定し、生き生きとした学校生活を送ることができるようにする。	①　自分に自信をもてず、集団の中で自分を出せずいる子どもに対しては、特に目をかけ、楽しく生き生きと学校生活を送れるよう、プラスのストローク等、様々な支援の仕方を考えて対応する。 ②　特別に支援を必要とする子どもが、集団生活の中で孤立感や疎外感、不安・緊張感をもたないよう、適切な配慮と支援を行うとともに、交流及び共同学習を意図的に計画する。 ③　一人一人の子どもが輝けるチャンスを与えていく。自分自身の長所に気づかない子どもには、その子の良さに気づかせ、認め、称賛し、自信をもつことができるようにする。 ④　人それぞれに違うことをきちんと教えていく中で、自分には自分の良さがあり、人と違って当然であることを理解させ、自分自身を受け入れる自己肯定感を育む。 ⑤　子どもが努力していることや頑張っていること、良い行い等については、みんなの良きお手本としてクラスの中で称賛することで自己有用感を醸成し、周囲にも広がるようにする。 ⑥　道徳や学級活動の時間に「友達のよいところを見つけよう」のような題材を設定し、友達を大切にする気持ちや態度を育む。 ⑦　子どもも教師も挨拶を習慣化することで、明るく生き生きとした雰囲気作りに努める。 ⑧　子どもがストレスを受けやすい家庭の様子にも気を配り、子どもの情緒を安定させるために、必要に応じて保護者との相談も行うようにする。また、日頃から子どもの努力や頑張りを電話や連絡帳等で保護者に知らせるようにし、保護者からのプラスのストロークが子どもにかけられるようにする。
	５　生徒指導の機能を生かした学習指導を展開する。 ○　自己存在感・自己有用感を与える。	①　子ども同士が相互に関わり合い、集団の中で互いに認め合える場と機会を確保し、自分が集団の大切な一員であることが感じられる学習指導を展開する。 ②　「教室は間違うところだ」という意識を高め、友達を笑ったりからかったりしない学級、間違えてもいいから自分の考えを積極的に発表する学級づくりをする。 ③　誰にでも得意不得意があることを機会あるごとに語りかけ、友達同士で教え合い、共に学び合うことの意義や大切さを実感できるような授業作りに努める。 ④　自力解決の場や発表の場を確保し、自分の力で解決することの喜びやみんなに認められる

	○　共感的人間関係を育成する。 ○　自己決定の場を与える	ことの喜びを実感できる授業を展開する。 ⑤　グループでの学習や活動をする場合には、仲良し同士という安易な組み合わせにならず、だれとでも学び合えようにする。 ⑥　学習不振の子どもについては、プライドを傷つけないように配慮しながら、能力に応じた個別の指導援助を行う。
	6　人権や正義を大切にする教育をあらゆる場と機会をとらえて行う。	①　教師自身が、子どもを一人の人間として尊重し、人格を否定したり心を傷つけたりする言動は厳に慎む。 ②　「目の前にいじめられている子どもがいたら先生は必ず助けてあげる、いじめは絶対に許さない。」という教師の断固たる決意を子どもに伝える。 ③　人権教育の充実を図り、友達を差別したり馬鹿にしたりする言動が、いかに相手の心を傷つけ人権を侵害するかについて指導する。 ④　日頃から、友達同士の言葉遣いなどに気をつけるよう指導し、ふざけていても友達を傷つける言葉を使わないように指導していく。もし、相手を中傷するような言葉を発したときには、機会を逃さず指導していく。ただし、全体の前で注意指導する際には十分な配慮が必要である。 ⑤　道徳や学級活動の時間を充実させ、相手の気持ちを考えた思いやりの行動を学校生活の中で実践できるようにする。特に新型コロウィルス感染症については、罹患者やその家族の気持ちを考え自分事としてとらえられるよう指導するとともに、家庭でも話し合うことができるようなワークシートを工夫するなど、保護者と一緒に考えることができるように努める。 ⑥　情報教育を通して、インターネットやメールで他の人を誹謗中傷する書き込みはしてはいけないといった基本的モラルを身につけることができるようにする。（特別活動等） ⑦　人間には誰にでも長所や短所があり、一方的に人を傷つける権利はないことを指導し、良い面を見つけ、認め合っていくことの大切さを教える。 ⑧　児童の携帯電話・スマートフォン・インターネット等の使用にあたっては、保護者の責任及び監督下で行われるように、学年始めのＰＴＡ総会や学年懇談会等で啓発活動を行う。
いじめの早期発見	7　一人一人の児童理解や学級集団理解を通して問題の早期発見に取り組む。	①　温かい心と冷静な眼をもち、できるだけ子どもの身近にいて、子どもの変化を察知できるよう心がける。（子どもの表情、言動、友達関係、持ち物、服装等） ②　子どもの様子をよく観察し、気にかかったことはそのままにせず、何らかの対応をする。問題のある行動や発言等が見られた場合には、その都度注意したり話を聴いたりする。 ③　先生方同士がいつでも、気軽に子どもについての情報交換を行い、子どもの気になる行動や変化について早期に把握できるようにする。 ④　いじめ調査、ｈｙｐｅｒーＱＵ検査、南っ子アンケート等の結果から、孤立や排斥傾向にある児童や学級集団の問題傾向等を把握し、改善・解決に生かすようにする。 ⑤　児童との教育相談や保護者との個別懇談で、友達関係についての悩み等がないかどうかを把握する。 ⑥　毎月の生徒指導協議会で情報交換や共通理解を行い、より大勢の多面的な目で子どもを見て支援できるようにする。
いじめの改善・解決	8　組織を機能させ、いじめの問題に対して適切な対応をする。	①　本校の「いじめ防止基本方針」を全職員で確認し、共通理解に立ち同一歩調で対応していけるようにする。 ②　子どもの気になることに関しては、常に報告・連絡・相談を心がけ、問題が発生したら、いじめ防止対策委員会を必要に応じて開催するなどして、一人の教員ではなく、必ずチームを組んで対応する。 ③　生徒指導協議会では、単なる情報交換だけでなく、必要に応じて事例研究を行う。 ④　スクールカウンセラーとの連携を強化し、子どもへの指導援助について、より専門的な助言をいただく。必要に応じて子どもや保護者へのカウンセリングをしていただく。 ⑤　教職員が常に自由な雰囲気のなかで、子どものことについて話し合える職場にする。
	9　保護者や地域の方々、関係機関との連携を密にして、協力し合って、いじめ問題の改善・解決にあたる。	①　保護者からいじめについての相談があった場合には、真剣、誠実に対応し、連絡や報告を繰り返して、信頼関係を形成しながら、問題の改善解決にあたるようにする。 ②　気になる行動が見られた場合、電話等でその旨を話し、家庭での様子を聴いたり、今後の対応について相談したりして連携を図る。また必要に応じて家庭訪問等による相談も行う。 ③　学校・学年便り等を通して、いじめ問題に対する保護者の意識を高めるとともに、保護者から様々な情報が得られるような「開かれた学校・学年・学級」を作る。 ④　保護者や地域の方に、日頃から子どもたちに声をかけていただくとともに、気づいた点を学校に知らせていただけるよう、はたらきかける。 ⑤　必要に応じて関係機関と連絡を取り合い、連携して指導援助を行う。
	10　いじめの要因背景や構造を理解し、適切な指導援助を行う。	①　　いじめの事実関係を正しく確認する。（時期、内容、場所、加害者、主な原因等） ア　いじめられた子どもから話を聴く。 ○　共感的理解を示しながら話を聴く。 ○　仕返しされるのではないかといった不安感を取り除きながら話を聴く。 イ　いじめた子どもから話を聴く。 ○　子どもの言い分を聴き、一方的に責めないように注意する。 ○　報復行為や問題の拡大が起こることのないよう注意する。

		ウ　情報の収集に努める。 ○　周囲の子どもたちや教師から　子どもの交友関係や生活の様子 ② いじめ防止対策委員会で指導援助の方針を立て、役割を分担して、子どもへの適切な指導援助に当たる。 ア　いじめられた子どもへの指導援助 ○　つらい気持ちを共感的に理解しながら話を聴き、どうすれば良いかを本人といっしょに考えていく。 ○　自分自身の日常生活等についても振り返らせる。 ○　プラスのセルフイメージ（自己肯定感・自尊心）をもつことができるようにする。親身になって子どもにかかわる。（加点法・金メダル） ○　対人関係において、勇気をもって行動できるよう支援する。 ○　スクールカウンセラーがカウンセリングを行う。 ○　いじめられる要因を分析し、本人のプラスの成長に係わる指導援助をする。 イ　いじめた子どもへの指導援助 ○　いじめられている子どものつらさを考えることができるようにする。 ○　個の違い、良さについて考えることができるようにする。 ○　自分の行為に対する責任の取り方を考えさせる。 ○　いじめる要因を分析し、本人のプラスの成長に係わる指導援助をする。 ウ　周囲の子どもたち（学級全体）への指導援助 ○　傍観・黙認（見て見ぬふり）することはいじめを助長し、加担することにもなることに気づかせる。 ○　学年・学級の問題としてとらえていくようにする。 ○　子どもたちに、善悪の判断や正義感について毅然として指導する。 ○　自分が輪の中に入っていないと、または友達を輪の中に入れておかないと常に不安になるといった偏った仲間（集団）意識から脱却できるよう支援する。 ○　問題の改善を通して、学級の絆を強めていくようにする。 ③　家庭との連携を図る。 ○　それぞれの保護者の立場に配慮し、慎重に対応しながら事実を伝える。 ○　子どものために、より良い解決の仕方を共に考えましょうという姿勢で対応する。 ○　「いじめ」「偏見」「差別」は許される行為ではないことを分かってもらう。 ○　子どもへの指導援助の経過を、定期的に報告する。 ④　いじめの経緯等について生徒指導記録簿に記入し、指導援助に生かす。

３　組織・会議

【生徒指導協議会】

(1)　構 成 員：全職員（スクールカウンセラーも含む）

(2)　目　　的：いじめ等問題傾向のある児童についての情報交換と対応について話し合う。

(3)　開催計画：毎月１回

【不登校・いじめ防止対策委員会】

(1)　構 成 員：校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・教育相談主任・養護教諭・学年主任・特別支援教育主任　他

(2)　目　　的：いじめや不登校の予防及び発生した問題を改善・解決するため、その具体策を協議、決定する。

(3)　開催計画：①　年間３回の定期開催　４月（いじめ防止基本方針の確認等）８月（いじめ防止の取組について中間評価等）１月（年度末の反省及び次年度への引継等）

②　必要に応じた随時開催

【いじめ根絶チーム】

(1)　構 成 員：学校～ 不登校・いじめ対策委員　　保護者～ＰＴＡ会長、副会長、庶務、会計

地域住民～民生委員　主任児童委員

(2)　目　　的：重大ないじめ問題を改善・解決するため、その具体策を協議、決定する。

(3)　開催計画：必要に応じた随時開催

４　いじめ防止に向けた協議・連絡体制

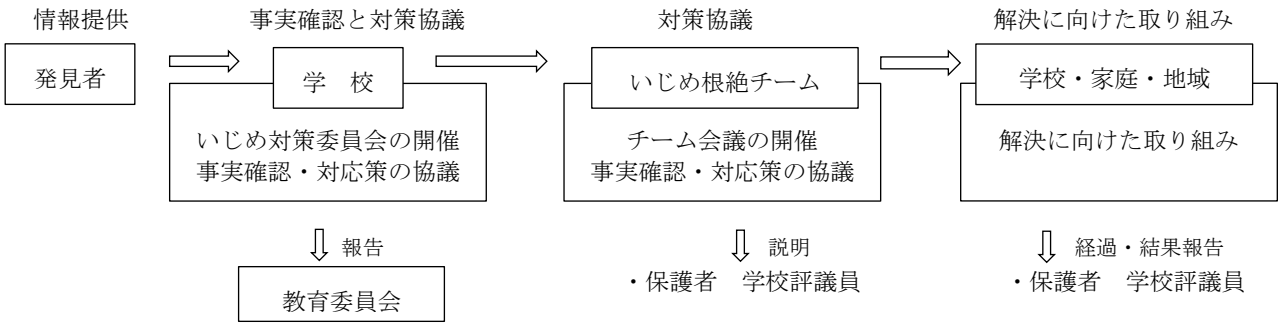

※　以後、経過を随時報告し指導を受ける

５　評価

(1)　調査・検査から

①　「いじめ」に関するアンケート（南っ子アンケート）結果の分析　６月、１１月、２月

②　ｈｙｐｅｒ－ＱＵ結果の分析　７月

③　学校評価（保護者評価・教職員評価）の分析

評価項目：「児童は楽しく学校に通っている」
「自分の学級は明るく楽しい」
「人権教育や道徳科の指導の工夫改善に取り組んでいる」
「児童は、思いやりをもち、困っているときに助け合うことができる」
「困っていたり悩んでいたりしている児童には、親身になって相談にのっている」

(2)　児童の観察や面談から

①　日常の観察

②　児童や保護者との面談

○　校内教育相談（児童対象）～１１月中旬

○　個別懇談（保護者対象）　～１２月上旬

※　児童対象の教育相談は、必要に応じ個別に実施する。

※　上記の結果を踏まえて、「いじめの状況」及び「いじめ防止基本方針」に基づく本校の取り組みについて評価を実施する（学期末・年度末）。なお、教育相談の時期については、実情により柔軟に対応する。

いじめを認知したときの学校の対応

二本松南小学校

１．いじめにつながる情報を積極的にキャッチする

＜ポイント＞　些細なことでも必ず報告

□　温かい心と冷静な眼をもち、できるだけ子どもの身近にいて、子どもの変化を察知できるよう心がける。（子どもの表情、言動、友達関係、持ち物、服装等）
□　先生方同士がいつでも、気軽に子どもについての情報交換を行い、子どもの気になる行動や変化について早期に把握できるようにする。
□　いじめ調査、ｈｙｐｅｒーＱＵ検査、南っ子アンケート等の結果から、孤立や排斥傾向にある児童や学級集団の問題傾向等を把握し、改善・解決に生かすようにする。
□　児童との教育相談や保護者との個別懇談で、友達関係についての悩み等がないかどうかを把握する。
□　毎月の生徒指導協議会で情報交換や共通理解を行い、より大勢の多面的な目で子どもを見て支援できるようにする。
□　保護者や地域の方に、日頃から子どもたちに声をかけていただくとともに、気づいた点を学校に知らせていただけるよう、はたらきかける。

２．いじめについて事実関係の把握と情報収集をする

＜ポイント＞　憶測を入れずに事実のみ

□　いじめの事実関係を正しく確認する。（時期、内容、場所、加害者、主な原因等）
・　いじめられた子どもから話を聴く。
・　共感的理解を示しながら話を聴く。
・　仕返しされるのではないかといった不安感を取り除きながら話を聴く。
□　いじめた子どもから話を聴く。
・　子どもの言い分を聴き、一方的に責めないように注意する。
・　報復行為や問題の拡大が起こることのないよう注意する。
□　情報の収集に努める。
・　周囲の子どもたちや教師からの除法を整理する。
・　子どもの交友関係や生活の様子から情報を整理する。

３．いじめへの対応を協議する

＜ポイント＞　組織的で迅速な対応

□　いじめ防止対策委員会の開催。
・　指導援助の方針立案と役割分担。
□　いじめられた子どもへの指導援助
・　つらい気持ちを共感的に理解しながら話を聴き、どうすれば良いかを本人といっしょに考えていく。
・　自分自身の日常生活等についても振り返る。
・　プラスのセルフイメージ（自己肯定感・自尊心）をもつことができるようにする。親身になって子どもにかかわる。（加点法・金メダル）
・　対人関係において、勇気をもって行動できるよう支援する。
・　クールカウンセラーがカウンセリングを行う。
・　いじめられる要因があれば分析し、本人のプラスの成長に係わる指導援助をする。
□　いじめた子どもへの指導援助
・　いじめられている子どものつらさを考えることができるようにする。
・　個の違い、良さについて考えることができるようにする。

・　自分の行為に対する責任の取り方を考えさせる。
・　いじめた原因を分析し、本人のプラスの成長に係わる指導援助をする。

□　周囲の子どもたち（学級全体）への指導援助
・　傍観・黙認（見て見ぬふり）することはいじめを助長し、加担することにもなることに気づかせる。
・　学年・学級の問題としてとらえていくようにする。
・　子どもたちに、善悪の判断や正義感について毅然として指導する。
・　自分が輪の中に入っていないと、または友達を輪の中に入れておかないと常に不安になるといった偏った仲間（集団）意識から脱却できるよう支援する。
・　問題の改善を通して、学級の絆を強めていくようにする。

□　家庭との連携を図る。
・　それぞれの保護者の立場に配慮し、慎重に対応しながら事実を伝える。
・　子どものために、より良い解決の仕方を共に考えましょうという姿勢で対応する。
・　「いじめ」「偏見」「差別」は許される行為ではないことを分かってもらう。
・　子どもへの指導援助の経過を、定期的に報告する。

□　いじめの経緯等について生徒指導記録簿に記入し、指導援助に生かす。

４．市教委と連携を図る

＜ポイント＞　情報の共有と連携

□　いじめ解消に向けた取り組みの推進･連携
・　児童や保護者に対する、市教委との連携した指導援助を行う。

□　市いじめ問題対策委員会の開催

５．いじめの再発防止を図る

＜ポイント＞　「いじめは、どの学校、どの学級でもおこりうるものである」ことの再認識

□　各学級で、「いじめの予防」「いじめの早期発見」に向けた基本的対応の確認
・　教師と児童とのラポールを形成する。
・　学級全体の望ましい人間関係づくりをする。
・　自分たちの問題を自分たちで解決し、よりよい学校･学級にしようとする態度を育てる。
・　子どもの情緒が安定し、生き生きとした学校生活を送ることができるようにする。
・　生徒指導の機能を生かした学習指導を展開する。
・　人権や正義を大切にする教育をあらゆる場と機会をとらえて行う。
・　一人一人の児童や学級集団理解を通して問題の早期発見に取り組む。